|  |
| --- |
| **農地法第５条届出添付書類** |

【共通事項】 ・　添付書類は発行日から3か月以内のものをご提出ください。

・　受付時に届出者（代理の場合は代理人）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード 等）

をご提示いただきます。

・ 受理通知書交付日は届出書提出日の７日後です。祝日の場合は前日に繰り上げます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 添付書類 | 備考 |
| １ | 届出書 | * ３通提出　（押印不要）
* 届出をする土地の権利者が複数の場合は、届出者を

連名としていただくか、共有者の同意書（添付書類８）を作成してください。 |
| ２ | 委任状　 | * 代理人が手続きする場合に添付
 |
| ３ | 都市計画図（市街化区域に存することを示す図面） | * [さいたま市地図情報システム](https://www.sonicweb-asp.jp/saitama/)で出力（印刷）可

※ インターネットで「さいたま市　地図情報システム」　 と検索してください。 |
| ４ | 公図の写し※ 区画整理中（土地区画整理事業地内）の場合は、仮換地証明書 | * コピー可
* 登記情報提供サービス（インターネット）で取得したものも可
 |
| ５ | 譲受（借）人又は譲渡（貸）人の住民票の写し | * 譲受（借）人又は譲渡（貸）人が個人で、市外在住の場合

に添付* コピー可
 |
| ６ | 譲受（借）人又は譲渡（貸）人の全部事項証明書又は代表者事項証明書 | * 譲受（借）人又は譲渡（貸）人が法人の場合に添付
* コピー可
* 登記情報提供サービス（インターネット）で取得したものも可
 |
| ７ | 土地全部事項証明書の**原本**又は**登記情報提供サービスによる照会番号****付き不動産登記情報** | * 原本還付を希望する場合は、コピーを持参してください。
* 照会番号付き不動産登記情報は、下記のものをご用意

ください。　・照会番号（10桁）が記載されていること　・発行年月日が記載されていること　・発行日から100 日以内であること　・他の手続き等で使用していないこと　　※ 1つの照会番号で1 度しか照会確認できないため　・提出日時点で照会可能なこと※ 登記申請中等で照会できない場合は無効です。 |
| ８ | 共有者の同意書 | * 届出を行う土地の権利者が複数である場合は添付

 ※ 連名で届出を行う場合は作成不要 |
| ９ | 届出者の住所に関する資料 | * 所有者の現住所が、土地全部事項証明書に記載されている住所と異なる場合に添付

（資料例）　※ いずれもコピー可　戸籍の附票、前住所の記載がある住民票、住民票の除票、　住居表示変更証明書（住居表示実施の場合）、　町名地番変更証明書（区画整理等に伴う変更の場合）、不在住証明書（上記のいずれにも記録がない場合） |
| １０ | その他必要と認められる書類 | （資料例）被相続人・相談人の戸籍謄本の写し 及び 遺産分割協議書　　※ 相続登記前の土地について届け出をする場合、コピー可 |

|  |
| --- |
| **ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。**〒３３０－９５８８さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市役所10階さいたま市農業委員会事務局　農地調整課　農地調整係Tel　０４８－８２９－１９０３　　Fax　０４８－８２９－１９６６ |